

系統用蓄電池をはじめとする発電等設備の迅速な 系統連系に向けた対応について

2026年6月10日

資源エネルギー庁

一事業者あたりの接続検討数上限の算定結果

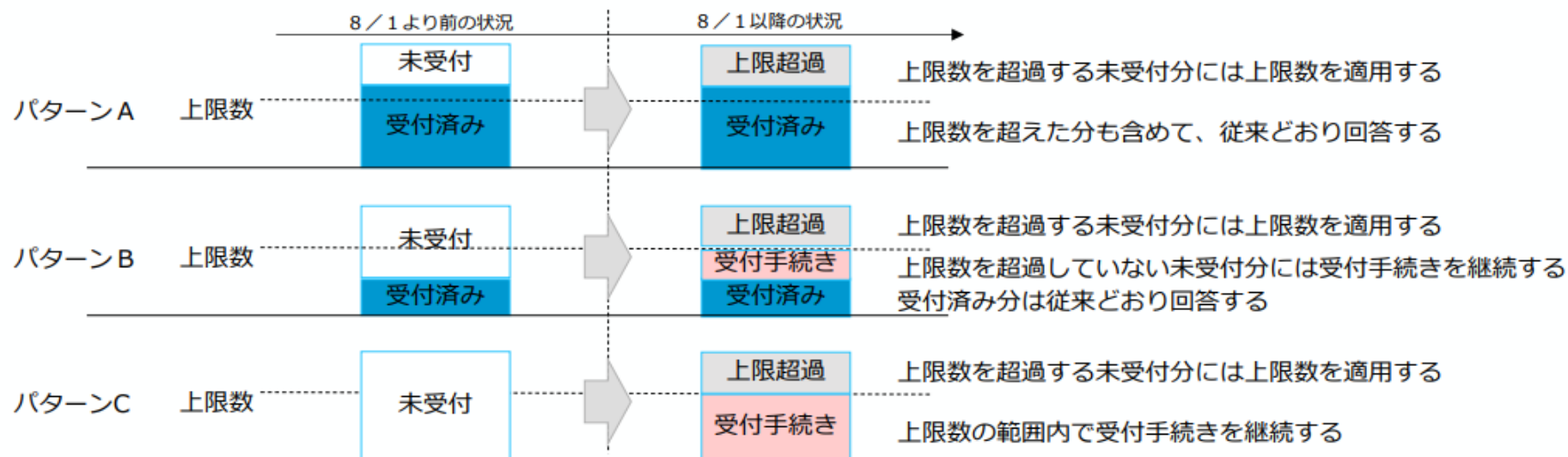
- 前回の本ワーキンググループ（2026年4月16日）にて、一事業者あたりの接続検討数の上限設定については本年8月1日付で運用開始することを御報告した。
- 各エリアの具体的な上限数は、各一般送配電事業者において算定した結果、以下のとおりとなった。各社のHP等でもこの情報を周知していく。

エリア	実績使用年度	平均値+2σ	上限数
北海道	2023年度	4	5
東北	2023年度	6	6
東京	2023年度	11	11
中部	2023年度	7	7
北陸	2023年度	5	5
関西	2024年度	12	12
中国	2023年度	4	5
四国	2023年度	4	5
九州	2023年度	8	8
沖縄	—	—	—

(参考) 一事業者あたりの接続検討数の上限設定の開始時期

(出所) 第10回次世代電力システムワーキンググループ (2026年4月16日) 資料2

- 前回WGにおいて御議論いただいた一事業者あたりの接続検討数の上限設定について、本年8月1日付(予定)で電力広域的運営推進機関の関係規程類を改正し、同日より運用を開始する。
- 7月31日時点で上限数を超える受付がなされていた場合には、当該分は従来どおり回答する。また、8月1日より前に申込みがなされたものの、8月1日時点で受付がなされていない案件については、上限数を適用する。そのため、8月1日時点で受付がなされていない案件で、上限数を超える分については、一般送配電事業者から該当事業者に対して通知を行う運用とする。
- なお、具体的な上限数については、現在一般送配電事業者において算定中であり、完了次第、各社HPにおいて公開する。



事業用地に係る使用権原の提出要件化の開始時期と例外

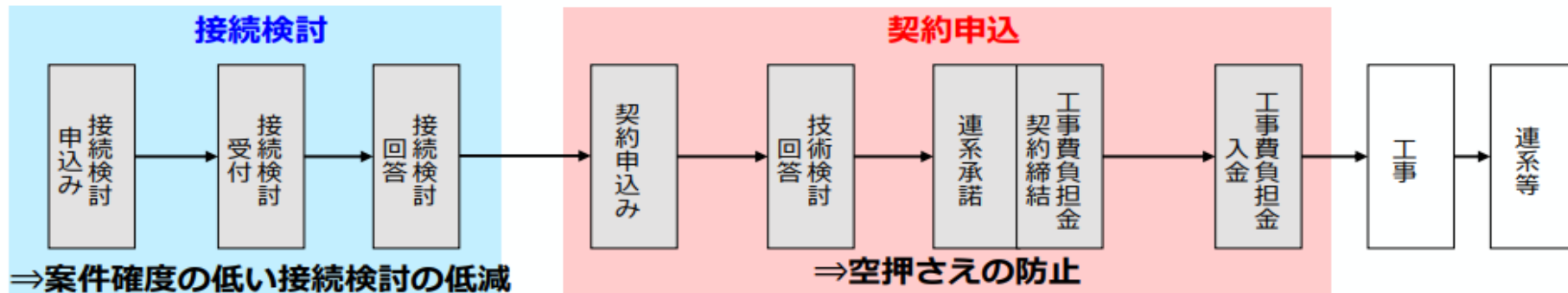
- 第6回の本ワーキンググループ（2025年12月24日）において御議論いただいた、発電等設備の契約申込における事業用地の土地使用権原の提出の要件化について、**本年10月1日付（予定）**で関係規程類を改正し、同日以降に契約申込みの受付を行う案件より運用を開始する。
- なお、本規律の趣旨は、「事業確度が低いにもかかわらず、**連系予約を維持（空押さえ）する案件**が見受けられる状況を是正し、事業確度の高い事業者が迅速に系統接続できるよう、**空押さえの防止**に向けた取組」を行うことであるため、**これから事業を開始しようとする場合の契約申込を念頭**に議論を進めてきた。
- 一方、電力広域的運営推進機関の意見募集において、**既設設備**の取り扱いに関して、以下の御意見（一部抜粋）を頂戴した。
 - ✓ 既設発電所の扱いについては、既に当該土地を長期間にわたり問題なく使用している実績があることから、**改修範囲外の使用権原の提出を全て省略**していただきたい。
 - ✓ **土地の新たな取得を伴わない**既存設備の改修における申込の際は、事業用地に関する使用権原を証する書類の提出は不要としていただきたい。
- こうしたご意見を踏まえ、既設設備について、①**既に事業を実施している土地において、増強・更新・改修が行われる場合**、②土地の追加取得を行った場合であっても、**出力増加などの系統への影響が生じない場合**、には**使用権原の提出は不要**としてはどうか。

(参考) 系統アクセス手続きにおける規律強化の趣旨

(出所) 第3回次世代電力系統ワーキンググループ (2025年6月27日) 資料4

対応① 発電等設備の系統アクセス手続きにおける規律強化

- 系統用蓄電池においては、発電等設備の系統アクセス手続きとして、接続検討と契約申込の二つのプロセス※1がある。
- 接続検討は事業性評価のために重要な手続であるものの、多数の接続検討申込みが行われることにより、一般送配電事業者による受付等に時間を要し、系統用蓄電池の系統アクセス手続きの長期化につながっている。こうした事態を防ぐためには、事業確度の低い接続検討を減らしていくための取組が必要となる。
- また、契約申込においては、事業確度が低いにも関わらず、長期間にわたり連系予約を維持（空押さえ）する案件が見受けられる。こうした状況に対し、事業確度の高い系統用蓄電池が迅速に系統接続できるよう、空押さへの防止に向けた取組も必要である。
- これらを踏まえ、接続検討・契約申込それぞれのプロセスにおいて、系統用蓄電池の迅速な系統連系に向けた規律強化について検討を進めることとしてはどうか。また、この検討については、実態を踏まえつつ、系統用蓄電池を対象を限らない形で行うこととしてはどうか。



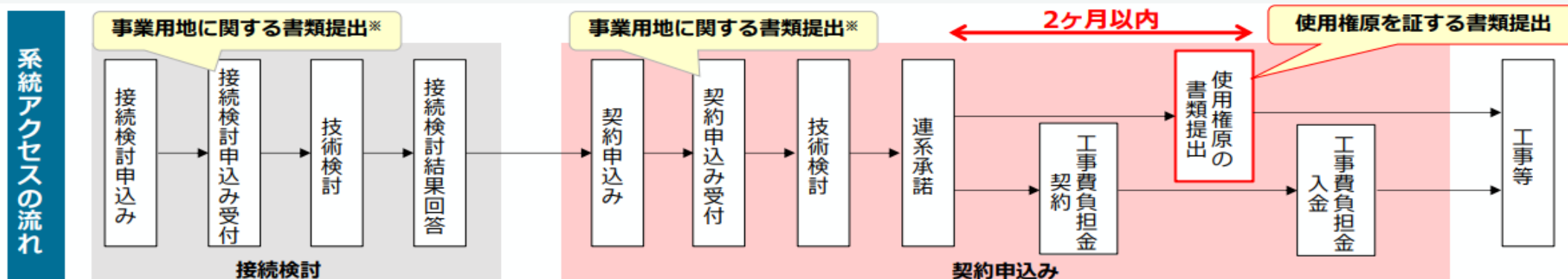
※1：事前相談は任意である。また、低圧においては接続検討は不要。

(参考) 契約申込における事業用地の使用権原の提出の要件化

(出所) 第6回次世代電力システムワーキンググループ (2025年12月24日) 資料3

② 契約申込みにおける事業用地の使用権原の提出の要件化

- 第5回次世代電力システムワーキング (2025年11月14日) において、契約申込みのプロセスにおいて、事業用地における使用権原を証する書類の提出を系統接続に係る契約の要件とすることとした。
- 提出のタイミングについて、契約申込み時等に用地の交渉を行いつつ、連系承諾以降に土地を取得することが多い実態を踏まえ、連系承諾から2ヶ月以内に使用権原を証する書類 (土地の登記簿謄本、賃貸借契約書の写し等) の提出を求めることとしてはどうか。その上で、期限内に使用権原を証する書類が提出されない場合は、連系予約を取り消すこととしてはどうか。
- また、FIT/FIP制度を利用する電源については、同制度で既に使用権原を証する書類の提出が求められていることから、系統アクセス手続きにおける本要件の対象電源を非FIT/非FIP電源※とすることとしてはどうか。
※FIT/FIP制度を利用予定だった電源において、利用を取りやめた場合には速やかに書類を提出することとする。また、要件逃れの為に虚偽の申請を行った場合においても、連系予約を取り消すこととする。
- なお、FIT/FIP制度において、例えば、環境影響評価 (アセス) が必要となる電源については、土地の使用権原の取得に長期を要するため、書類が揃わない場合、認定日の翌日から起算して3年が計画した日を提出期限とするといった対応が行われているところ、本要件化においても合理的な理由が認められる場合に限り提出期限を延長するといった対応を行うこととしてはどうか。



※事業用地に関する書類提出のタイミングでは、使用権原の取得は求めない。

(参考) 意見募集にて受領した御意見

(出所) 広域機関 定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更案に対する意見募集の結果 (2026年5月12日)

送配電等業務指針の変更案に対して受領した御意見・質問等と本機関の回答

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
1	送配電等業務指針第97条第2項第4号	土地の新たな取得を伴わない既存設備の改修における接続検討申込の際は、事業用地に関する書類の提出及び使用権原を証する書類の提出は不要としていただきたい。	ご指摘の点を参考に国と連携し検討いたします。なお、検討の結果は本規定の施行期日までに別途公表する予定です。
2	送配電等業務指針第97条	既設発電所の扱いについては、既に当該土地を長期間に渡り問題なく使用している実績があることから、改修範囲外の使用権原の提出を全て省略していただきたい。例えば、既設水力発電所の屋外変電設備等を更新する場合、当該設備等の設置場所のみの使用権原を証する書類を提出することとする。	ご指摘の点を参考に国と連携し検討いたします。なお、検討の結果は本規定の施行期日までに別途公表する予定です。
3	送配電等業務指針第97条	既設発電所を同発電場所にてリニューアルする場合、既に当該土地を長期間に渡り問題なく使用している実績があることから、事業用地の使用権原の提出を省略することとしてはいかがか。	ご指摘の点を参考に国と連携し検討いたします。なお、検討の結果は本規定の施行期日までに別途公表する予定です。
4	送配電等業務指針第97条	既設発電所の出力アップに伴う系統連系希望の場合、既に当該土地を長期間に渡り問題なく使用している実績があることから、事業用地の使用権原の提出を省略することとしてはいかがか。	ご指摘の点を参考に国と連携し検討いたします。なお、検討の結果は本規定の施行期日までに別途公表する予定です。
5	送配電等業務指針第97条	長期間に渡り運転を続けている旧来の発電所については、土地所有者を特定し、権原取得することは困難を要することもあり、事業用地の使用権原の提出を省略することとしてはいかがか。	ご指摘の点を参考に国と連携し検討いたします。なお、検討の結果は本規定の施行期日までに別途公表する予定です。
6	送配電等業務指針第97条、第105条 送配電等業務指針附則第2条	送配電等業務指針の変更案における「契約申込みにおける事業用地の使用権原の提出の要件化」について、既設水力発電所の増出力や設備リニューアル等を目的とした接続契約申込みに対しては、水力発電設備の特性を考慮し、また、今回の改正目的である系統接続の適正管理に鑑みて、提出書類の対象は「系統接続に係る発電設備そのもの（例えば水力の場合は水車発電機）が設置される土地」に限定することが適当と考える。	ご指摘の点を参考に国と連携し検討いたします。なお、検討の結果は本規定の施行期日までに別途公表する予定です。